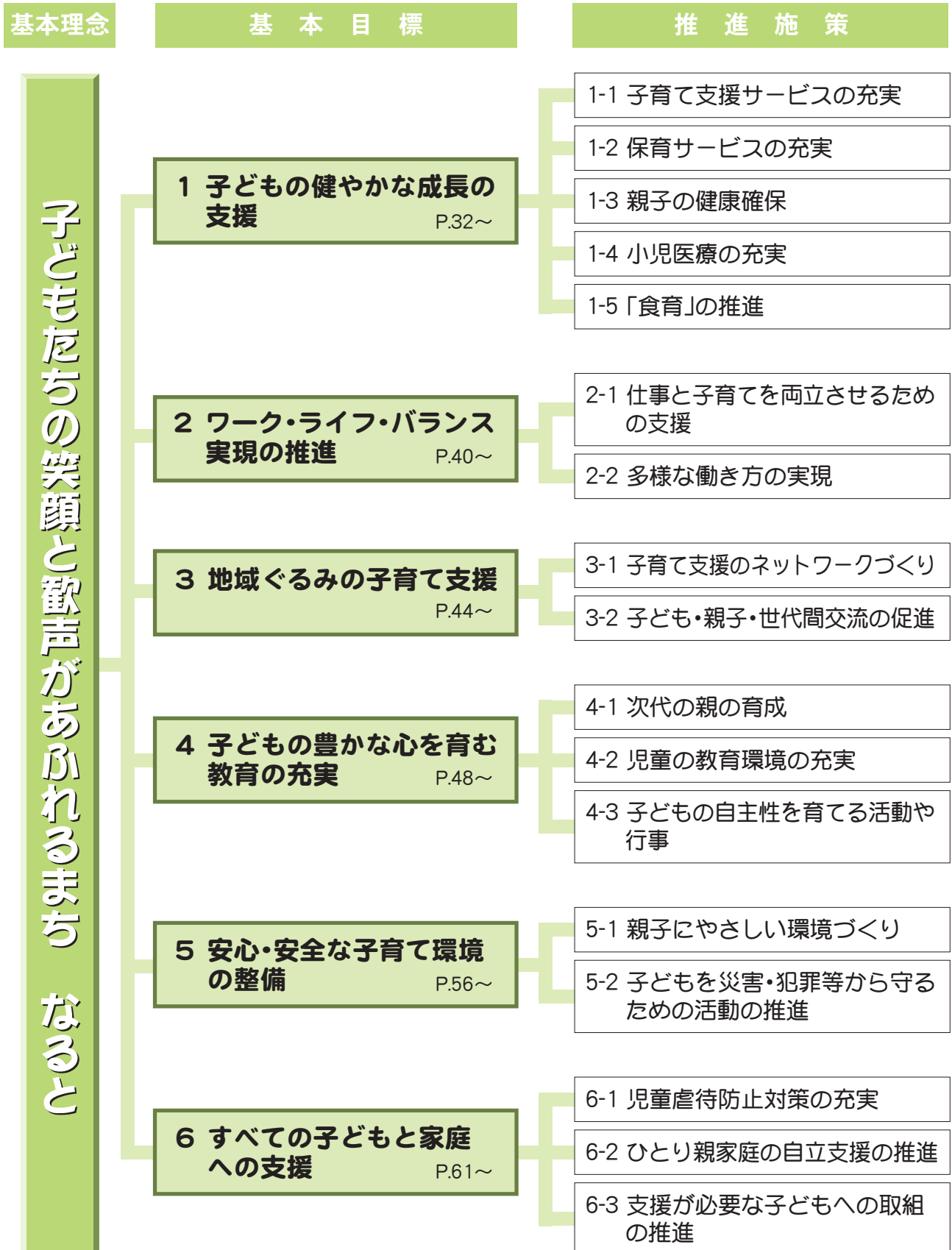


## 第4章 施策の展開



施策の展開

## 基本目標 1 子どもの健やかな成長の支援

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもの健やかな成長のためには、子どもとその親がともに健康でいられる環境を作ることが不可欠です。

特に、妊娠期の女性は、生まれてくる子どもにも影響する可能性があることから、健康に対する注意が必要です。また、生まれてきた子どもの健康管理、母親などへの情報提供など、母子保健サービスの充実が求められています。

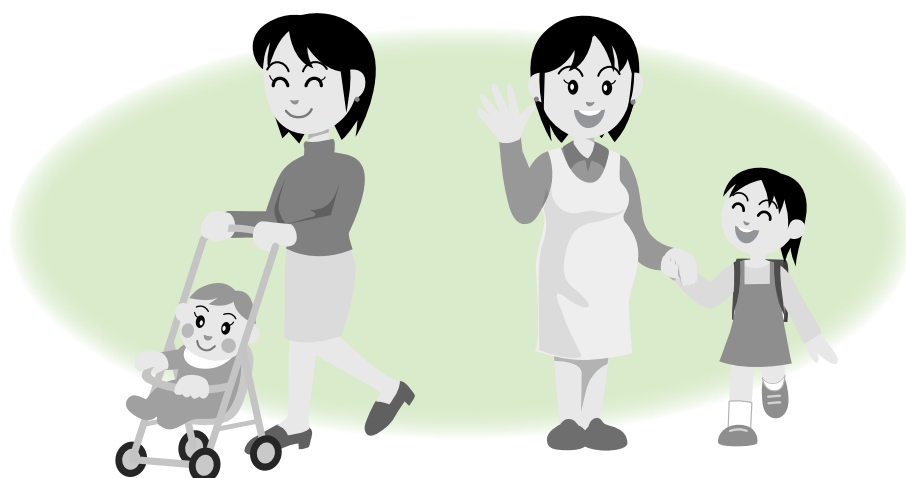
しかし、子どもは乳・幼児期から児童期へと、活動の場を広げることにより健康に対する様々な問題が発生しています。特に近年では、生活習慣病の低年齢化など、あらたな問題も生じており、各年齢に応じたきめ細かな健康管理が必要になります。

こうしたことから、病気や障がいの早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消、近年大きな社会問題になってきている児童虐待防止の観点からも、関係機関と連携した医師、保健師などによる健康診査や相談など発達年齢に応じたきめ細かな指導が大切です。

さらに、小児医療については、子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられるような整備が必要とされています。

また、出産や育児に要する費用をはじめとして、子育てには多くの費用が必要です。このような経済的負担が大きいために、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられています。

育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実は、昨今の厳しい経済情勢の中、家庭における子育て支援の重要課題の1つとなっています。



◆◇推進施策◆◇

【1-1】子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	★ 鳴門市おめでとう 赤ちゃん訪問事業 の実施	現在鳴門市では、生後4か月までの乳児を持つ全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業」の実施に向けて準備を進めています。 平成22年度からは、民間団体との連携により、乳児を持つ家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭訪問事業(鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業)」を開始します。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子どもいきいき課  健康づくり課
2	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行います。また、センター内に子育てサロンを開設し、子どもや親同士の交流・出会いの場を提供しています。今後も広報やパンフレットでの周知、交流会や講習会での活動により、新規会員の入会及び現会員の定着に努めるとともに、保育所や幼稚園の関係機関との連携を図り、地域の子育て相互援助活動の推進を図ります。 ●会員数(依頼会員+提供会員+両方会員) 450人(平成21年度) ⇒ 570人(平成26年度目標)	子どもいきいき課
3	地域子育て支援拠点事業(センター型)	保育所を地域における子育て支援の拠点と位置づけ、子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談の援助や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。 周辺部への対応として出前地域を増やしていくことや、実施施設の増設により、子育て交流の輪が全市内に広がるよう取り組みます。	子どもいきいき課
4	わんぱく教室事業の推進	在宅乳幼児のいる家庭を対象に保育所を開放し、保育所の子どもたちや保育士と遊んだり、保護者同士が交流したりするとともに、保育士が相談や情報提供活動を行い、地域における子育て支援を行っています。平成22年3月現在、公私立保育所11カ所で実施しており、今後も保護者への広報に努め、参加人数の増加に努めます。	子どもいきいき課
5	子ども健康支援一時預かり事業(施設型病児病後児保育)の推進	小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期で、集団保育等の困難な期間、その子どもを施設で預かります。 今後も引き続き広報やパンフレットなどで市民への周知を行い、保護者が仕事を休むことなく、安心して子どもを預けることができるよう、事業の推進を図ります。	子どもいきいき課

★:平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の推進	子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間に困難になった場合等に夜間養護等（トワイライトステイ）を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っています。事業の内容や利用方法等について広く周知を図り、利用率の向上に努めます。	子どもいきいき課
7	幼稚園預かり保育事業の推進	幼稚園に通っている子どもで、教育課程に係る教育時間終了後及び休業日（土曜日）において、保護者の就労・就学や私的理由等で園長が認める状況などにより、午後の保育が必要な場合、幼稚園での教育が終了した後で教育及び保育活動を行っています。 今後も必要に応じて預かり保育検討会を開催し課題について協議しながら、保護者のニーズに対応した預かり保育の充実を図ります。	学校教育課
8	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、公設民営の児童クラブを開設しています。利用者が増加していることから、保護者の要望を調査した上で、ニーズに応えられるよう、小学校との連携を強化し、対応に取り組みます。 ●施設箇所数 12箇所（平成21年度） ⇒ 15箇所（平成26年度目標）	子どもいきいき課
9	育児支援家庭訪問事業の推進	さまざまな原因で養育が困難になっており、養育支援の必要性があると判断される家庭を訪問し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。 育児上の諸問題の解決や軽減を図るため、関係各課とも連携を図り、効果的な事業の推進に努めます。	子どもいきいき課 健康づくり課
10	★子育てに関する情報提供体制の充実	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、子育てに関するさまざまな施策や情報を紹介した「こそだてハンドブック」を市公式ホームページに掲載し、その充実を図っていきます。 また、民間情報誌への掲載や、携帯電話など新しいメディアの活用も含めた、新たな情報提供方法についても検討していきます。	子どもいきいき課
11	★子ども手当の支給	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を子ども手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行います。 今後の国の動向に注視しながら、制度改正に伴う手当の支給と市民への周知徹底を図ります。	子どもいきいき課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

## 【1-2】 保育サービスの充実

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	★ 保育環境の充実	<p>少子化による児童数の減少が進む中で、保育サービスの低下を招くことがないよう、公・私立保育所間での連携強化を図ります。</p> <p>また、市では学識経験者や公私立保育所長を中心に「保育のあり方検討会」を開催しており、保育士等の資質向上や今後の本市の保育所運営のあり方、幼稚園との関係など、進むべき方向について調査研究しています。今後も、保育内容の向上を図るため、自ら考える職員の研修を実施するとともに、老朽施設の改築など、児童の保育環境を改善するための施設整備の推進に努めます。</p>	子どもいきいき課
2	乳児保育事業の推進	<p>市内のほぼすべての保育所で、2か月児からの保育を行っています。</p> <p>施設の整備と保育士の配置など、乳児を受け入れる環境の整備と管理を行い、産後すぐに仕事に就く母親を支援します。</p>	子どもいきいき課
3	延長保育事業の推進	<p>育児と就労の両面支援を図るために保育時間の延長を実施し、子育て支援を行います。</p> <p>多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所との連携を取りながら開所する時間の設定、実施保育所の増設を行うなど保護者のニーズにあった保育環境を整備します。</p>	子どもいきいき課
4	★ 夜間保育事業の推進	<p>平成22年3月現在、市内保育所では最長7時までの延長保育を行っています。保護者の就労形態が多様化している中で、夜間・深夜に就労する家庭の保育環境改善のため、引き続きニーズ量の把握と実施に向けた検討に努めます。</p>	子どもいきいき課
5	休日保育事業の推進	<p>日曜日や祝日に、保護者の就労などにより家庭で保育ができないとき、保育所で保育を受けることができます。</p> <p>保護者の生活が多様化するに伴いニーズも高まっており、実施の拡大や保護者が利用しやすい環境づくりに努めます。</p>	子どもいきいき課
6	一時預かり事業の推進	<p>就労形態に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、私立保育所で一時預かり事業を実施しています。</p> <p>保護者の要望に対応するため、実施保育所の確保に努め、保育環境の充実を図ります。</p>	子どもいきいき課
7	障がい児保育事業の推進	<p>障がいのある子どもへの健全育成を促進するため、集団生活を通して児童の情緒の安定や社会性の発達等を促すとともに保護者が安心して預けることができるよう、全保育所で障がいのある子どもを受け入れできる体制をつくり、専門知識のある保育士の配置や保育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	子どもいきいき課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。



No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
8	家庭支援推進 保育事業の推進	日常生活における基本的な習慣等をじっくり育てていくことが必要な子どもに対し、計画的に家庭環境に配慮した保育を行うとともに、定期的に家庭訪問を行い、育児に関する相談、情報の提供等を行います。 今後も就業形態の多様化や個人の生き方や価値観の多様化に対応した保育サービスを提供していきます。	子どもいきいき課
9	保育所保育料の 軽減	保育所に子どもを預ける世帯の経済的な負担を軽減するため、多子世帯の保育料減免などについて検討します。引き続き、保護者の経済的負担に配慮した徴収基準の設定を図ります。	子どもいきいき課

### 【1-3】親子の健康確保

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	★ 鳴門市おめでとう 赤ちゃん訪問事業 の実施【再掲】	現在鳴門市では、生後4か月までの乳児を持つ全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業」の実施に向けて準備を進めています。 平成22年度からは、民間団体との連携により、乳児を持つ家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭訪問事業(鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業)」を開始します。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子どもいきいき課 健康づくり課
2	妊婦健康診査 事業の推進	妊娠中のお母さんの健康を守り、赤ちゃんが健やかに育つことができるよう、母子健康手帳を交付するとともに、すべての妊婦を対象に妊婦一般健康診査を、医療機関に委託し実施しています。また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減のため、妊娠全期間を通じての妊婦健診で妊娠週数に応じて限度額を公費負担します。 平成21年度より妊婦一般健康診査受診票を1人につき14枚交付し、また、里帰り出産等で妊娠中に県外の医療機関で健診を受けた場合、その費用についても償還払いをしています。	健康づくり課
3	乳幼児健康診査 事業の推進	乳幼児の健やかな成長のため、乳児健診、1歳6か月児・3歳児健診等の各種乳幼児健診を実施しています。多くの保護者が病気や発育・発達に関して不安を感じているため、育児相談や健診の事後指導體制を充実させていきます。 また、未受診児に対し、電話やはがき等で制度の周知を行い受診勧奨に努め、多くの乳幼児の状況把握を行うとともに、状況に応じた相談や指導を継続的に実施していきます。さらに、就学前までの子育て支援の充実を図るために、5歳児健診の実施についても研究、検討を行います。	健康づくり課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
4	妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導事業の推進	<p>妊婦健診で医師がフォローを必要と認める方や初産婦、妊娠・出産・育児に不安のある方、また、新生児・乳幼児の発育状況などで不安がある保護者を保健師や栄養士が訪問し相談を行います。</p> <p>平成20年度からは、県からの権限委譲により、低出生体重児で届出のあった新生児や、養育支援の連携が必要な乳幼児の訪問指導も実施しています。</p> <p>訪問を通して、より多くの妊産婦や新生児・乳幼児を把握し、育児不安の軽減や関係機関と連携した個別の育児支援を行っていきます。</p>	健康づくり課
5	妊産婦相談・乳幼児相談及び発達相談の推進	<p>健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において、保健師・看護師・栄養士による妊娠・出産・育児・栄養に関する相談を行います。</p> <p>今後も継続してPRを行い、利用児や利用者を増やし、市民への子育て支援や健康増進に努めます。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後の事後フォローとして発達相談を充実し、早期に関わることにより、その後の発達支援がスムーズに展開できるよう努めます。</p>	健康づくり課
6	歯科保健指導事業の推進	<p>むし歯予防と歯科保健に対する意識付けのため、乳児期より歯科健康診査と歯科衛生士による歯科指導を行うとともに、1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成に努めます。</p> <p>また、歯科医師会主催の「歯の健康フェア」などにも参加し、乳幼児や学童期を含めてむし歯予防の啓発に努め、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査のむし歯罹患率の低下に努めます。</p>	健康づくり課
7	★妊婦や子どもへの受動喫煙の予防	<p>受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、幼小中学校では敷地内完全禁煙を行っています。また多くの公共機関で禁煙、分煙を実施しています。喫煙による健康への影響について情報提供を行うとともに、市内飲食店などへ協力を依頼します。</p>	健康づくり課 総務課 文化交流推進課 子どもいきいき課 商工観光課 学校教育課 生涯学習人権課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。



#### 【1-4】小児医療の充実

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	予防接種事業の推進	<p>感染症の予防とまん延を防ぐため、予防接種法に基づきポリオ・BCG・麻しん・風しん等の予防接種を実施しています。児童については、学校との連携を図り、接種推奨を行っています。</p> <p>平成20年度から5か年計画で麻しんの排除対策として中学校1年生相当及び高校3年生相当の児童を対象に麻しん・風しんの混合ワクチンの接種を実施しています。</p> <p>また、新型インフルエンザなどの感染症に対応するため、正確な情報収集に努め、迅速に対応できる体制を整えます。</p>	健康づくり課 学校教育課
2	★ 小児救急医療制度	<p>休日夜間における小児の救急医療体制を徳島県の東部医療圏域において複数の医療機関による当番制で診療を支援する仕組みを構築しています。市の役割として、市民への周知、啓発を行うほか、小児救急医療制度への支援金を負担しています。</p> <p>今後は徳島県と協力をしながら制度の維持に向けての取り組みを進めます。</p>	健康づくり課
3	乳幼児等医療費の助成	<p>病気の早期発見と治療を促進することにより、乳幼児等の健康の保持と増進を図るため、小学校3年生修了までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。</p> <p>今後も、適正な助成を行い、乳幼児等の健やかな成長と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。</p>	子どもいきいき課
4	子ども健康支援一時預かり事業(施設型病児病後児保育)の推進【再掲】	<p>小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期で、集団保育等の困難な期間、その子どもを施設で預かります。</p> <p>今後も引き続き広報やパンフレットなどで市民への周知を行い、保護者が仕事を休むことなく、安心して子どもを預けることができるよう、事業の推進を図ります。</p>	子どもいきいき課

#### 【1-5】「食育」の推進

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	★ 地場産品の活用と食育の推進事業	<p>学校給食や総合学習、家庭科実習など様々な機会をとらえ、地場産品の学習を行うとともに、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業(農業・漁業)の理解を深める教育に努めています。</p> <p>食物を大切にし、「生命を大切にする心」、「郷土を思う心」を育てるため、鳴門の特産を使った郷土食を献立に加えた「郷土の食育」を推進します。</p>	健康づくり課 教育総務課 学校教育課 子どもいきいき課 商工観光課 農林水産課

★:平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。



No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
2	「食のネットワークづくり」による食育推進事業	健康増進や生活習慣病予防の観点から、乳幼児期より適正な生活習慣を身につけ、適正な食品を選ぶ力や、食事づくりができる力を育てる「食育」を推進するため、教育・福祉・保健の関係機関等が平成17年4月に「食のネットワーク会議」を設置しました。 親子で調理実習をするという体験を通じて食育の大切さを知るといふことに重点をおいて、関係機関が協力支援体制のもとさらなる事業の推進を図っていきます。	健康づくり課 教育総務課 学校教育課 子どもいきいき課
3	保育所栄養士等による指導の推進	各保育所の栄養士・調理師で構成する保育協議会給食部会が、研修会や調理実習を実施し、各保育所の参観日等に食育講演会や相談を行うなど、栄養士を中心に望ましい食指導を行っています。 食育の取り組みに関して全職員が共通した認識のもと行えるよう、研修等を通じて、専門性の向上に努めます。	子どもいきいき課
4	保育所献立検討会の開催	保育所の栄養士が、毎月保育所の給食について検討会を行い、献立表を作成しています。また、栄養面やアレルギーにも配慮した指導を行うとともに、給食だよりによる啓発も行っています。 乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣ができるよう、保護者への情報提供を行い、家庭での食育への関心の高揚を図ります。	子どもいきいき課
5	学校栄養職員等による指導の推進	学校栄養職員や養護教諭が中心となり、教科や特別活動、さらには身近な学校給食を通して、食の充実、望ましい食習慣の形成に努めるなど、食に関する指導を行っています。 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や改善に努めるとともに、参観日や試食会などの機会を捉え、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業の充実に努めます。	学校教育課
6	妊婦・乳幼児への栄養指導の推進	お母さんの体の健康、胎児や乳幼児の健やかな発育のため、健康相談プラザ「お元気 SUN ROOM」において各段階に応じた栄養指導を行っています。 乳幼児健康診査時等の栄養指導・相談の内容の充実に図り、同プラザのPRや相談の機会の増加に努めます。	健康づくり課
7	★学校給食のセンター化事業	給食施設の老朽化、衛生管理面など、様々な課題に対応するため、市内全体の学校給食について、共同調理方式(センター方式)を基本に検討、推進します。	教育総務課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

## 基本目標2 ワーク・ライフ・バランス実現の推進

### ◆◇現状と課題◇◆

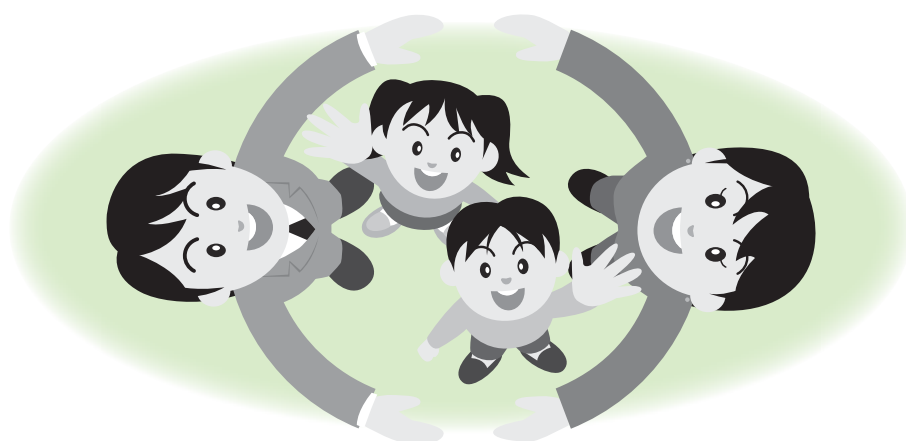
女性の高学歴化や就業構造の変化、生活水準向上への意欲等の理由から女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になりつつあります。

しかし、女性の社会進出が進んでいるとはいえ、家庭の負担のほとんどを女性が担っているのが現状です。日本の社会の中では、男性は家庭や家族よりも仕事を優先するという考え方がいまだ根強く残っていると云えます。この職場優先の考え方は、女性の社会進出を阻害し、就労している女性の結婚や出産を断念させてしまうことが懸念されます。

平成19年には少子化対策の一つとして、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、男女が協力し合って、仕事と家庭生活、その他の活動のバランスを図ることが求められています。

会社や社会において、子どもを育てる責任と喜びを分かち合うためには、男性も含めた働き方の見直しを進めるとともに、職場優先の考え方や固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がともに仕事と家庭が両立するような多様な働き方を選択できるよう、社会全体で積極的に支援する必要があります。

仕事をもつ親が子どもを安心して生み育てられるよう、安心して預けられる、利用しやすいきめ細かな保育サービスの提供を進めるとともに、勤労者や事業主双方の意識啓発を推進するため、広報や啓発、情報提供等を関係機関と連携しながら推進していきます。



◆◇推進施策◆◇

【2-1】仕事と子育てを両立させるための支援

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業の推進 【再掲】	<p>子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり、育児の相互援助活動を行います。また、センター内に子育てサロンを開設し、子どもや親同士の交流・出会いの場を提供しています。今後も広報やパンフレットでの周知、交流会や講習会での活動により、新規会員の入会及び現会員の定着に努めるとともに、保育所や幼稚園の関係機関との連携を図り、地域の子育て相互援助活動の推進を図ります。</p> <p>●会員数(依頼会員+提供会員+両方会員) 450人(平成21年度) ⇒ 570人(平成26年度目標)</p>	子どもいきいき課
2	子ども健康支援一時預かり事業(施設型病児病後児保育)の推進 【再掲】	<p>小学校3年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期で、集団保育等の困難な期間、その子どもを施設で預かります。</p> <p>今後も引き続き広報やパンフレットなどで市民への周知を行い、保護者が仕事を休むことなく、安心して子どもを預けることができるよう、事業の推進を図ります。</p>	子どもいきいき課
3	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の推進 【再掲】	<p>子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助(ショートステイ)または夜間に困難になった場合等に夜間養護等(トワイライトステイ)を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っています。事業の内容や利用方法等について広く周知を図り、利用率の向上に努めます。</p>	子どもいきいき課
4	幼稚園預かり保育事業の推進 【再掲】	<p>幼稚園に通っている子どもで、教育課程に係る教育時間終了後及び休業日(土曜日)において、保護者の就労・就学や私的理由等で園長が認める状況などにより、午後の保育が必要な場合、幼稚園での教育が終了した後で教育及び保育活動を行っています。</p> <p>今後も必要に応じて預かり保育検討会を開催し課題について協議しながら、保護者のニーズに対応した預かり保育の充実を図ります。</p>	学校教育課
5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進 【再掲】	<p>保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、公設民営の児童クラブを開設しています。利用者が増加していることから、保護者の要望を調査した上で、ニーズに応えられるよう、小学校との連携を強化し、対応に取り組みます。</p> <p>●施設箇所数 12箇所(平成21年度) ⇒ 15箇所(平成26年度目標)</p>	子どもいきいき課

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
6	乳児保育事業の推進【再掲】	市内のほぼすべての保育所で、2ヶ月児からの保育を行っています。 施設の整備と保育士の配置など、乳児を受け入れる環境の整備と管理を行い、産後すぐに仕事に就く母親を支援します。	子どもいきいき課
7	延長保育事業の推進【再掲】	育児と就労の両面支援を図るために保育時間の延長を実施し、子育て支援を行います。 多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所との連携を取りながら開所する時間の設定、実施保育所の増設を行うなど保護者のニーズにあった保育環境を整備します。	子どもいきいき課
8	★夜間保育事業の推進【再掲】	平成22年3月現在、市内保育所では最長7時までの延長保育を行っています。保護者の就労形態が多様化している中で、夜間・深夜に就労する家庭の保育環境改善のため、引き続きニーズ量の把握と実施に向けた検討に努めます。	子どもいきいき課
9	休日保育事業の推進【再掲】	日曜日や祝日に、保護者の就労などにより家庭で保育ができないとき、保育所で保育を受けることができます。 保護者の生活が多様化するに伴いニーズも高まっており、実施の拡大や保護者が利用しやすい環境づくりに努めます。	子どもいきいき課
10	一時預かり事業【再掲】	就労形態に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、私立保育所で一時預かり事業を実施しています。 保護者の要望に対応するため、実施保育所の確保に努め、保育環境の充実を図ります。	子どもいきいき課
11	障がい児保育事業の推進【再掲】	障がいのある子どもへの健全育成を促進するため、集団生活を通して児童の情緒の安定や社会性の発達等を促すとともに保護者が安心して預けることができるよう、全保育所で障がいのある子どもを受け入れできる体制をつくり、専門知識のある保育士の配置や保育環境の整備に取り組んでいきます。	子どもいきいき課
12	鳴門パートナーシッププランの推進	「鳴門パートナーシッププラン」に掲げた基本目標を実現するため、女性が社会の中で男性と対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、政治的・経済的・文化的利益を享受することができるよう、社会基盤を整備して行きます。 学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで男女共同参画社会を形成します。	人権推進課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
13	事業主への啓発活動等の推進	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要であることから、国・県・商工会議所・商工会と協調・連携しながら事業主への啓発活動等を行い、国の定める仕事と子育ての両立を推進するための社会全体の目標値達成に向けた取り組みの促進を図ります。	商工観光課

## 【2-2】多様な働き方の実現

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	鳴門パートナーシッププランの推進【再掲】	「鳴門パートナーシッププラン」に掲げた基本目標を実現するため、女性が社会の中で男性と対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、政治的・経済的・文化的利益を享受することができるよう、社会基盤を整備して行きます。 学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで男女共同参画社会を形成します。	人権推進課
2	事業主への啓発活動等の推進【再掲】	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要であることから、国・県・商工会議所・商工会と協調・連携しながら事業主への啓発活動等を行い、国の定める仕事と子育ての両立を推進するための社会全体の目標値達成に向けた取り組みの促進を図ります。	商工観光課
3	★出逢い・交流促進事業	近年、男女とも未婚化・晩婚化が進んでいます。その背景の1つとして、出会いの場の減少が影響していることが挙げられます。鳴門市青年連合会や社会福祉協議会では、さまざまなイベントや講座を通じて、結婚を希望する男女の出会いの場を提供し、結婚をサポートする活動を行っています。	生涯学習人権課 子どもいきいき課
4	★農業後継者パートナー対策（結婚相談）事業	鳴門市の農業を担う農業後継者の育成と農業経営の安定継続を図るため、農家の独身男女を中心にパートナーの紹介や出会いの場を提供しています。ポスターやパンフレットの配布により登録者の拡大を図ります。	農業委員会

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。



## 基本目標3 地域ぐるみの子育て支援

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもたちは、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校などで、様々な人たちと関わりながら成長します。地域ぐるみで子育てを支援して子どもの育ちを見守るといった連帯意識は、重要な子育て力であると考えられています。しかし、少子化や核家族化の進行により、地域と子育てのつながりは弱くなっており、子育てに不安や負担を感じ、社会から孤立する状況も少なくありません。

地域ぐるみで子育てを支援することは、子どもを育てる親に対して育児知識を提供したり、見守りによる安心感を与え、子育ての負担や不安を軽減するなど、家庭の子育てを支援する役割を果たすとともに、地域の子ども同士・親同士、さらには高齢者をはじめとする世代を超えたさまざまな交流が、子どもの育つ力そのものを支援する力となります。

すべての家庭が安心して子育てできるよう、支援サービスや保育サービスの充実、また子どもや子育て家庭に対する見守りやさまざまな地域活動を通じ、人と人のつながりを大切に、地域全体で子どもを育てる体制づくりを進めます。



わんぱくこんぴら相撲大会

◆◇推進施策◇◆

【3-1】子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	鳴門市子どものまちづくり推進協議会	P T A・地域団体・保育所・学校・青少年団体・行政等で組織し、子どもと家庭を取り巻く地域社会の環境づくりに関係する団体間の連絡調整や協力体制の確立、地域で子どもを育てる視点に立った活動支援を行っています。 今後も、市内加盟団体の募集を行うとともに、各団体・グループ・関係機関との情報交換を進め、魅力ある体験活動の機会の提供に努めます。	子どもいきいき課
2	★ 企業やボランティア団体と連携した子育て支援の充実	子育て家庭と地域社会をつなぐ機会の拡大を図るため、民間企業やボランティア団体の協力を得て、商店街の空きスペースなどを利用し、子育て支援活動を行います。 保育所・幼稚園を利用していない親子等が気軽に利用できる環境で、親子遊びの指導や親同士の交流を行うとともに、育児相談や子育て支援施策に関する情報提供を行うなど、育児家庭の孤立化を防ぎ、子どもの健全な育成環境の充実を図ります。	子どもいきいき課
3	主任児童委員及び民生委員・児童委員による相談の推進	地域社会で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員・児童委員による相談活動は、問題の早期発見と解決に大きな効果があります。 知識や援助技術の向上を図り相談活動を推進するとともに、家庭・学校・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進め、保護者や子どもが地域において孤立することを防ぎます。	子どもいきいき課 社会福祉課
4	★ 鳴門市要保護児童対策地域協議会	近年、児童虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化しています。 平成19年に設立された鳴門市要保護児童対策地域協議会では専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報の共有を図ることで、要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげています。	子どもいきいき課
5	母親クラブ事業の推進	母親クラブにおいて、家庭養育に関する研修活動、児童の事故防止のための奉仕活動などを行い、母親が家庭養育についての正しい知識と技術を修得し、健全な母子関係を確保します。	子どもいきいき課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

### 【3-2】 子ども・親子・世代間交流の促進

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	保育所地域活動事業の推進	市内の各保育所では、地域における世代間交流や異年齢児交流、地域の子育て家庭への育児講座等を実施しています。子どもと大人が交流しあえる機会の提供により、子どもたちの成長を地域住民が一体となって見守り、応援する意識の醸成を図ります。	子どもいきいき課
2	★多世代交流事業の実施	世代間交流を通じた融和を促進するとともに、介護予防等保健福祉の増進に寄与するため、林崎保育所の一角を健康支援や介護予防の拠点として整備し、高齢者と子育て世代、子どもが世代を超えて互いに学びあい、相談できる交流の場として提供します。	長寿介護課 子どもいきいき課
3	★放課後子ども教室推進事業	小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室及び公民館等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習人権課
4	子ども会活動への支援	活動の中心となる人材の育成を図るため、小学校高学年児童と保護者を対象に実施する子ども会リーダー研修会、指導者やジュニアリーダー(高校生)を対象に運営に関する技術と知識の習得を図る子ども会指導者養成講座(杉の子学校)などを開催するとともに、鳴門市・豊中市子ども会交歓会の開催、情報誌「杉の子だより」の発行など、子ども会活動への支援を行います。	生涯学習人権課
5	★総合型地域スポーツクラブ支援事業の推進	子どもから高齢者・地域の誰もが興味・関心を持ち、技術・技能レベル等に応じて、いつでもスポーツ活動ができる、地域住民主体の地域総合型スポーツクラブを支援するとともに、新たにクラブの設立を目指す地域住民にも支援します。	体育振興室
6	スポーツ大会・教室の開催	各競技団体に支援し、スポーツ教室、スポーツ少年団駅伝大会、クロスカントリー大会等を開催するなど、自らがスポーツ活動を実践する機会を提供し、達成感や爽快感を味わうとともに、子ども間や世代間の交流を図ることにより、心身の健全育成に取り組めます。	体育振興室
7	子どものまちフェスティバルの開催	鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催しています。今後も関係機関・団体と連携し体験活動の充実を図るとともに、幅広く広報を行い、参加者の増加を図ります。 ●延べ参加者数 6,000人(平成21年度) ⇒ 7,000人(平成26年度)	子どもいきいき課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
8	子どものまちづくり 市民のつどいの開催	「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりをめざし、講演会や意見発表を通して大人や子どもも参加し、語り合う機会を設けています。 事業内容等の検討を行い、多くの意見を求め、子どもの視点に立ったまちづくりを、行政と市民が一体となって推進していきます。	子どもいきいき課
9	国際・国内交流 の推進	国外では、ドイツ連邦共和国リュネブルク市と姉妹都市盟約、中華人民共和国青島(つたわ)市と友好交流意向書を締結、国内では群馬県桐生市と親善都市盟約、福島県会津若松市、沖縄県上野村と親善交流意向書を締結しています。 国際・国内交流を身近なものと感じてもらえるよう、積極的に情報発信するとともに、より多くの子ども達が参加できる交流の機会を提供し、相互理解と国際感覚を養うよう努めます。	文化交流推進課
10	外国人留学生と 小学生の国際 交流活動の推進	各小学校で鳴門教育大学の外国人留学生を招待し、日本の行事や遊びなどを紹介し、留学生からは母国の風土や地理などを直接教えてもらい国際理解を進めています。 自国や外国文化の良さや違いを理解し、コミュニケーション力の育成を推進します。	学校教育課



子どものまちフェスティバル



人形浄瑠璃の体験



## 基本目標4 子どもの豊かな心を育む教育の充実

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。家庭における養育機能の低下が懸念される中で、保護者が自信と責任を持ち家庭で子育てができるよう、多様な子育てに関わる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備を図ることが大切です。

また、学校教育においては、近年のグローバル化、情報化、少子化など社会構造の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化に伴い、保護者の要望はこれまでになく多様で高度なものになっています。きめ細かな指導の充実や個性ある学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境づくりに努めていく必要があります。

子ども一人ひとりが、自分や他人の人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための体力や気力、様々な問題に積極的に対応し解決するための「生きる力」を身につけるためには、基礎・基本の習得に加え、道徳教育を通じた心の教育や、他人への理解力、共生力など、豊かな人格の形成が図られる教育が必要です。

さらに、地域は、学校も家庭も含む子どもの生活基盤であり、成長の基盤です。しかし、個人中心の生活様式や学歴重視の社会状況の中で、子どもが地域の人々や自然文化とふれあう機会が減少しているとともに、地域社会が子どもを育てる力も弱くなってきています。

今後は、家庭や学校、地域と連携して子どもを育てる環境づくりを推進することが大切です。



学校図書館サポート推進事業



◆◇推進施策◆◇

【4-1】次代の親の育成

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	★ ジュニアリーダー 育成支援	ジュニアリーダーは子ども会活動を中心に活躍する高校生ボランティアグループです。定期的に研修を受け、子どもとの関わり方を学ぶとともに、野外活動や子ども会活動に積極的に参加することで、本人の積極性や自主性も養われています。 今後もより多くの高校生リーダーが育つよう、募集活動を積極的に行い、未来を担う人材の育成を支援します。	生涯学習人權課
2	★ インターンシップ 事業の推進	中高生が、社会の一員として、働くことの喜びや苦勞、意義について理解するとともに、自分の将来について考えて生きようとする資質や能力を育てることを目的に、職場体験学習を行っています。 今後も県内の企業や行政機関の協力を得て、地元企業や農業漁業の後継者育成も含めた事業の推進に努めます。	学校教育課
3	家庭教育の支援	幼稚園や小・中学校のPTA家庭教育学級等において、家庭における子育てや家庭教育について、生涯学習まちづくり出前講座等の積極的な活用を通して支援します。	生涯学習人權課
4	★ 未成年者の喫煙 ・飲酒、薬物乱用 の防止	未成年者の喫煙・飲酒の健康への影響について積極的に情報提供を行い、家庭や学校など地域全体で防止に努めます。また、薬物乱用については深刻な社会問題となっており、関係機関と連携しながら、ポスターやパンフレットの配布により啓発活動の取り組みを推進します。	健康づくり課 青少年センター 危機管理室

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。



【4-2】 児童の教育環境の充実

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	教育振興計画の推進	<p>少子高齢化をはじめとするさまざまな社会変化に柔軟に対応し、市民だれもが生きがいのある人生を送ることができる「生涯学習社会」の実現を図るため、「鳴門市教育振興計画」を策定し、鳴門の教育改革を進めています。</p> <p>計画の推進にあたっては、取り組み状況について適宜検証し、進捗状況を確認するとともに、その成果や課題を取りまとめ、国や県の動向や社会情勢の変化等を見ながら、柔軟性をもち、より効果的に推進していきます。</p>	教育改革推進室
2	学習指導の改善	<p>新しい学習指導要領(小学校平成23年度、中学校24年度から完全実施)に沿って、指導内容の重点化、指導法の工夫・改善、研究協力校・研究所による教育研修・学習活動支援の充実を図ります。</p> <p>また、鳴門教育大学をはじめ近隣諸大学等教育研究機関との連携を図るとともに、体験活動や「総合的な学習の時間」を活用し「生きる力」を育む教育活動を推進するなど、教育内容の充実を図ります。</p>	学校教育課 教育研究所
3	特別支援教育の推進	<p>通常の学級に在籍する発達障がいなどのある子どもも含め、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。</p> <p>今後も、特別支援教育支援員と特別支援教育サポーターの適切な配置に努めるとともに、特別支援地域連携協議会の活動を通じて、子どもとその保護者によりよい支援を実現できる体制づくりに努めます。また、教職員の専門性を高める研修に取り組み、指導体制の充実を図ります。</p>	学校教育課
4	教育の情報化推進	<p>子どもたちの情報活用能力の育成と各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用や校務の情報化により教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保に努め、これらを通して教育の質の向上を図ります。</p> <p>教員のICT活用指導力の向上を目指す研修や、学校におけるICT環境整備、教育の情報化を推進するためのサポート体制の整備に努めます。</p>	教育研究所
5	読書活動の推進	<p>4か月児健康診査時に、絵本の読み聞かせを行い、絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。また、図書館では、絵本の読み聞かせ会、わらべ唄手遊びの会を開催し、乳幼児期からの読書のきっかけ作りをしています。</p> <p>読み聞かせボランティアや運営スタッフの人員の確保に努め、保護者や子どもの本に関わる方への学習の機会の提供に努めます。</p>	子どもいきいき課 健康づくり課 図書館

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
6	★ 学校図書館 サポート推進事業	市内小・中学校に学校図書館サポーターを配置し、司書教諭と連携のもと、学校図書館運営の支援を行います。 平成20年度の試験的運用で、子ども達にも好評であり、貸出冊数も大幅に伸びるなどの成果が実証されたことから、今後も12学級以上の小・中学校には、順次計画的にサポーターを配置し、学校図書館を活用した、子どもの教育活動や読書活動の推進を図ります。	学校教育課
7	★ 鳴門市子どもの 読書活動推進計画 (第二次推進計画) の推進	すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもの読書活動の意義や重要性について理解・関心を高め、家庭・地域・学校の連携のもと市民総ぐるみで、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備に努めます。 学校・市立図書館などの社会施設・ボランティア団体・地域社会等が連携し、相互の協力を図る取り組みを展開するとともに、さまざまな読書活動やイベントの情報を収集、提供することによって、読書活動のより一層の推進を図ります。	図書館
8	★ 図書館ホームページの充実	各学校等とボランティア団体・図書館などの社会教育施設がお互いのさまざまな実践事例や先進的な取り組みに関する情報を情報ひろばに掲載し、いつでも・どこでも・だれもが情報を手に入れ、お互いの活動内容が、より充実したものになるように努めます。	図書館
9	国際化に対応できる教育の推進	教育活動全体を通して、国際理解教育・国際交流活動等を計画的に取り入れ、地域居住の外国人・鳴門教育大学留学生との交流により、外国の文化等の理解を図ります。 また、外国語指導助手(ALT)を各小・中学校、市立工業高校へ派遣し、国際理解教育・小学校外国語活動・外国語教育を推進します。	教育研究所
10	学校教育機器の整備充実	視聴覚ライブラリーや視聴覚教育機器の整備を図るとともに、小・中学校、教育委員会にイントラネットを導入し、教育に関する情報の共有化や事務の効率化を図ります。	教育研究所
11	就学援助費の支給	経済的な理由により就学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の購入経費並びに校外活動費、修学旅行費、学校給食費など学校生活を送っていく上で必要とされる費用の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
12	生徒指導の充実	学校においては、教育活動全体を通して、基本的なモラルなどの倫理観や、他者を思いやる心、自他ともに命を大切にすることを育てるとともに、「生きる力」の育成に努めています。 魅力ある学校・学級経営に努める中で、子どもと教師のふれあいを大切にし、地域の実情や個々の児童・生徒の発達段階に応じて、生徒理解に基づいた信頼感に満ちた生徒指導を推進します。	学校教育課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
13	道徳教育の充実	<p>地域や学校の実態に即して、重点目標を明確にし、内面的自覚の深化を図るとともに、ボランティア活動・社会体験活動などのさまざまな体験により、道徳的な実践力・日常生活における基本的な生活習慣、望ましい人間関係の育成を図ります。</p> <p>また、保育所や家庭、地域が一体となって、乳幼児期からの道徳教育に取り組み、豊かな心の育成、道徳心の定着に努めます。</p>	学校教育課 子どもいきいき課
14	人権教育の推進	<p>人権に関する知識だけでなく、人権感覚が十分に身につくこと、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を自分の課題とする人権尊重の態度・行動に結びつきます。同和問題を重要な柱として、人権問題を自分の問題として受け止める基盤としての人権感覚を育み、子どもたちが人権を大切にしたい生き方ができるよう、体験を通じた学びを重視する人権教育を推進します。</p> <p>また、学校・家庭・地域の連携のもと、地域全体の人権意識の高揚を図り、人権を基盤とした学校づくり、地域づくりを推進します。</p>	人権推進課 人権福祉センター 川崎会館 子どもいきいき課 学校教育課 生涯学習人権課
15	環境教育の推進	<p>「なると環境スクール運営委員会」を中核として、全ての学校・幼稚園が、環境教育の推進を教育計画に位置付け、子どもたちの環境学習・環境保全活動を促進・支援し、環境にやさしい学校づくりを進めます。また、子どもたちの環境に対する取り組みを家庭・地域に広げるとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加します。</p>	環境政策課 学校教育課
16	ボランティア教育の推進	<p>ボランティア教育についての共通理解を図り、体験活動を通して無償性・公共性の心を育てます。地域の人材を活用するとともに、地域との連携を図り、住民活動や地域行事に積極的に参加するとともに、学校と地域を結び、コーディネーター的人材の育成に努めます。</p>	学校教育課
17	健康教育の充実	<p>疾病の予防、早期発見と適切な治療を行うための保健指導の充実、健康の保持・増進に必要な知識・技能の修得を進めるとともに、学校教育を通して、児童・生徒の実状に応じた心身の健康づくりを推進します。</p> <p>子どもたちが、精神的に安定した日常生活を送り、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の定着を図るための指導に努めます。</p>	学校教育課
18	開かれた学校づくりの推進	<p>各学校の創意を生かした学校経営方針や教育目標を設定し、保護者や地域に積極的に情報発信します。また、教職員による自己評価や児童・生徒・保護者によるアンケートを実施し、幼稚園、小・中学校、高校に設置されている学校評議員を中心に「学校関係者評価委員会」を開催し、地域の方々の意見も聴取して評価を行い、学校経営に反映させます。</p> <p>保護者並びに地域に信頼される開かれた学校づくりのため、さらに連携を強め、継続的な改善を図ります。</p>	学校教育課



No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
19	放課後子ども教室 推進事業 【再掲】	小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室及び公民館等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習人権課
20	幼稚園教育相談 の推進	各幼稚園に特別支援コーディネーターを指名し、中心となって教育相談に対応しています。また、地域の子育て支援センターとして未就園児親子登園を実施し、必要に応じて子育て相談を行っています。 今後も、保護者や地域との信頼関係づくりを基盤に、大学や専門機関等との連携強化を図りながら子育て支援を進めます。	学校教育課
21	幼稚園預かり保育 事業の推進 【再掲】	幼稚園に通っている子どもで、教育課程に係る教育時間終了後及び休業日(土曜日)において、保護者の就労・就学や私的理由等で園長が認める状況などにより、午後の保育が必要な場合、幼稚園での教育が終了した後で教育及び保育活動を行っています。 今後も必要に応じて預かり保育検討会を開催し課題について協議しながら、保護者のニーズに対応した預かり保育の充実を図ります。	学校教育課
22	地域・校種間の 連携の強化	地域や保育所、学校との連携を強化し、幼児教育の質的向上を図るとともに、併設園の特性を生かした教育を推進します。 今後は、教職員間での連絡調整会議を積極的に行い、様々な交流による相互理解を図りながら、小学校高学年や中学校までの長期の見通しをもった幼稚園教育を進めます。	学校教育課
23	幼稚園保育料の 減免	幼稚園に子どもを通園させている家庭で、保育料の支払いが経済的に困難な保護者に対して、保育料の減免を行うことにより、幼稚園教育の振興を図っています。 同じく、多子世帯の保育料減免などについても検討します。	学校教育課

施策の展開



ブックスタート



【4-3】子どもの自主性を育てる活動や行事

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	地域文化財教育活用プロジェクトの推進	地域の文化施設である大塚国際美術館を生かしたワークショップを、鳴門教育大学・大塚国際美術館・鳴門市の三者の主催、鳴門市子どものまちづくり推進協議会の共催により行います。芸術に出会い、発見する喜びや表現する楽しさを体験することにより、次代を担う子どもたちの豊かな感受性やバランスのとれた人格の育成を図ります。 今後は募集方法を再検討し、より多くの子どもたちに芸術とふれあう機会の提供に努めます。	子どもいきいき課
2	子どものまちフェスティバルの開催【再掲】	鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催しています。 今後も関係機関・団体と連携し体験活動の充実を図るとともに、幅広く広報を行い、参加者の増加を図ります。 ●延べ参加者数 6,000人(平成21年度) ⇒ 7,000人(平成26年度目標)	子どもいきいき課
3	子どものまちづくり市民のつどいの開催【再掲】	「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりをめざし、講演会や意見発表を通して大人や子どもも参加し、語り合う機会を設けています。 事業内容等の検討を行い、多くの意見を求め、子どもの視点に立ったまちづくりを、行政と市民が一体となって推進していきます。	子どもいきいき課
4	のびのびパスポート事業の推進	子どもたちの健全な育成を図るため、本市と神戸市及びその隣接市町、淡路島の各市、徳島市では、地域内に在住する小中学生を対象に、58の教育施設等を無料で開放する「のびのびパスポート」を発行しています。 今後とも、引き続きパスポートの利用促進に努め、事業の拡充を図ります。	企画広報課
5	公共交通を活用した社会学習の支援(子どもホリデーフリーバス事業)	小学生を対象に、土・日曜日や祝日、春・夏・冬休みなど、学校が休みの日に、市営路線バスおよび地域バスが無料で利用できる「子どもホリデーフリーバス事業」を行っています。 今後、本市の交通体系の変化に留意しながら実施方法等について検討し、引き続き子どもたちの社会学習を支援します。	子どもいきいき課
6	幼少年消防クラブ活動の推進	公立幼稚園を中心に幼少年消防クラブが活動しており、消防署見学、師走のまちの火の用心街頭広報、火災予防週間防火パレードなどに子どもたちが参加しています。 今後も継続して事業を行い、子どもたちへの防火に関する学習と、地域への火災予防啓発に努めます。	消防本部予防課

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
7	「防ごう！少年非行」市民総ぐるみ運動の推進	<p>市民をあげて、青少年の非行防止・健全育成についての機運を醸成することを目的に「防ごう！少年非行」市民総ぐるみ運動を実施しています。納涼市や阿波踊り等のイベント開催時の啓発コンサートや啓発パレードを行い、小・中・高校生を対象に啓発用「標語」・「ポスター」を募集して、作品展示会を開催しています。</p> <p>今後も関係機関との連携に努めるとともに、広く市民に非行防止と健全育成を呼びかける活動を展開します。</p>	青少年センター
8	体験活動・ふれあいの拠点づくりの推進	<p>鳴門ウチノ海総合公園を拠点に、子どもたちが安全で自由に活動できる場所の確保を行い、親子や地域住民がともに集い、ふれあえる環境の整備に努めます。</p> <p>また地域エリアごとに「のびのび遊ぼうマップ」を作成配布し、子育て中の保護者や子どもが気軽に安心して遊べる公園の情報提供を行っています。</p>	公園緑地課 子どもいきいき課 健康づくり課



鳴門ウチノ海総合公園でのキッズサッカー教室



地域文化財教育活用プロジェクト（N\*CAP）

## 基本目標5 安心・安全な子育て環境の整備

### ◆◇現状と課題◇◆

本市では、これまでも誰もが社会参加できるまちづくりを目指して、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、公園などの環境整備を進めてきました。今後とも安全面に考慮しつつ、子育て家庭を含むすべての地域の人々が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進をはかる必要があります。

また、近年、近所の公園・道路（通学路）・空き地等などの生活の場で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が報告されており、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

子どもの交通事故防止のために、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などとの連携のもとに総合的な交通事故防止対策の推進が必要です。また、保育所（園）や幼稚園、学校における交通安全教育や地域の交通安全運動を推進し、正しい交通マナーの実践と交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもを犯罪から守るため、関係機関・団体同士が連携を強化し、犯罪に関する情報提供の徹底など、地域の人々が子どもの危険を察知し、子どもを犯罪等の被害から守ることができるような環境づくりを進めます。



◆◇推進施策◇◆

【5-1】親子にやさしい環境づくり

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	子どもの遊び場の整備	子どもやその家族が、身近に遊ぶことができる場所として、国の補助制度の活用を図りながら、施設の安全対策の強化、および計画的な改築・更新など、地域の協力を得ながら公園の整備を推進します。	公園緑地課
2	危険箇所の把握と対策の推進	各小学校区を基準に、子どもたちにとって危険となる箇所の把握や見直しを行い、中学校区毎の「安全マップ」を作成して配付します。 また、公園の植栽管理に注意を払うとともに、危険箇所については立て看板等を設置して注意を促し、子どもの安全確保に努めます。 危険箇所の把握については、交通安全対策、防犯対策、保安対策等、多岐にわたっての情報収集が必要となるため、関係機関との連携を図り、事業推進に取り組みます。	青少年センター 公園緑地課
3	公共施設等における子育て世帯に優しいトイレ等の整備	乳幼児を連れて外出する人が、オムツ換えや授乳時に困ることがないように、公共施設等において現在の施設の状況に応じて、ベビーベッドやトイレ等の整備およびバリアフリー化を推進するとともに、清潔で安心なトイレの維持管理に努めます。	総務課 公園緑地課 図書館
4	★マタニティマーク普及啓発事業	妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配布しています。また、身体障がい者の駐車場と併せて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。 マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解の徹底に努めます。	健康づくり課
5	★妊婦や子どもへの受動喫煙の予防【再掲】	受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、幼小中学校では敷地内完全禁煙を行っています。また多くの公共機関で禁煙、分煙を実施しています。喫煙による健康への影響について情報提供を行うとともに、市内飲食店などへ協力を依頼します。	健康づくり課 総務課 文化交流推進課 子どもいきいき課 商工観光課 学校教育課 生涯学習人権課
6	防犯灯・街路灯の整備	街路照明は、夜間における犯罪や交通事故等の発生を未然に防止し、安全で安心な街づくりを進めるために欠かすことのできない施策であることから、子どもたちが、夜間に車の通行や犯罪から身の危険を感じることなく、安心して安全に道路を通行できるよう、今後も継続して関係機関との協議を行うとともに、地域の住民の理解と協力を得ながら、防犯灯や街路灯の設置及び維持管理を行います。	土木課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
7	公園照明灯の整備	公園で遊ぶ子どもたちを未然に犯罪から守るため、公園における照明灯の維持管理に努め、警察や地元自治会から増設等の要望がある場合、協議および検討の上その設置に努めます。	公園緑地課
8	市道の整備	交通事故防止に向け、各学校の安全協議会の意見交換を密に行うなど、関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良に努め、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して通行できる道路整備と維持管理に努めます。	土木課 まちづくり課
9	歩道の整備	歩道については、道路条件・周囲の状況等を考慮しながらその設置に努めます。また、地元の交通安全協議会等と連絡を密に行い、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して利用できるよう、段差の解消等バリアフリー化に努めます。	土木課 まちづくり課
10	効果的な交通規制の実施	道路の整備状況や交通の実態を考慮し、通行する歩行者・車両がともに安全かつスムーズに利用できるよう検討し、地元警察署と連携を図りながら効果的な交通規制の実施を促進します。 今後も交通安全上、問題のある箇所や住民から要望のあった箇所について調査を行い、必要があれば関係機関と協議して対応します。	危機管理室
11	交通安全運動の推進	児童の交通安全確保や交通安全意識啓発のため、小学校区ごとに設置されている交通安全母の会活動を支援するとともに、新入園児や入学児童への黄色い帽子の贈呈により、子どもを交通事故から守る活動を強化します。 また、子どもの発達段階に応じた実践体験による交通安全教室を開催するとともに、保護者にチャイルドシート着用の徹底と正しい着用の指導を行うなど、より充実した交通安全教育を推進します。	危機管理室
12	交通環境の整備	道路環境に応じて、反射鏡・防護柵・区画線などの交通安全施設の整備を図るとともに、道路の整備状況や交通実態に応じて関係機関と調整し、交通環境のよりよい整備に努めます。 また、問題のある箇所や住民から要望のあった箇所については、調査を行い、関係機関と協議して交通環境の改善を図ります。	土木課
13	環境浄化活動の推進	有害図書類等の自動販売機等の設置状況把握と、図書類取扱業者に対する有害図書類の区分陳列等の指導を行うとともに、白いポストによる有害図書類の回収を行っています。 今後とも、地域・学校・関係機関との連携を図り、環境浄化の推進に努めます。	青少年センター



【5-2】 子どもを災害・犯罪等から守るための活動の推進

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	学校施設耐震化推進事業	耐震診断結果に基づき、補強設計・補強工事等を行い、平成27年度を完了の目途として、学校施設の耐震化を推進します。 ●幼稚園・小・中学校全体の耐震化率 29.9%(平成21年度) ⇒ 100%(平成27年度目標)	教育総務課
2	保育所における地震対策の推進	児童等を地震の被害から守るため、施設の耐震化や設備の転倒防止対策等を推進・支援するとともに、職員・保護者等への防災意識の徹底を図ります。また緊急地震速報設備の導入について研究します。平成21年度緊急雇用対策事業・児童福祉施設等環境整備事業の一環として、公私立保育所の家具転倒防止対策を一部実施します。	子どもいきいき課
3	保育所における防犯対策の推進	保育所において、防犯カメラ・防犯ブザー等の防犯設備・機器の整備を図るとともに、不審者対策等の避難訓練を行うなどし、職員・保護者等への防犯意識の徹底を図ります。 今後も、警察など関係機関と連絡を密にし、防犯対策を推進し、児童等の安全を確保します。	子どもいきいき課
4	学校安全整備事業	児童・生徒等の安全確保を図るため、門やフェンス、外灯の整備、通報装置の更新・設置などの整備や、遊具等の安全対策も計画的に進めます。 今後は、外部からの人的要因だけでなく、施設・設備(遊具・外壁等)の安全対策も取り入れた事業として取り組みます。	教育総務課
5	防犯意識の高揚	「鳴門市安全なまちづくりに関する条例」を制定し、明るい社会の実現をめざしています。鳴門市防犯協会を中心に、自治振興会・地域の安全を守る会等が、「安全なまちを考える市民の集い」などの討論会、防犯講習会や研修会等を開催し、市民の防犯意識の高揚を図ります。 また、子どもたちが様々な犯罪に遭わないよう、講習会等で犯罪予防に関するアドバイスをを行います。	危機管理室
6	危機管理・防災意識の醸成と高揚	自分たちのまちは自分たちで守るという基本視点に立った自主防災を推進するため、広報、ケーブルテレビ、各種訓練・研修会を通じて、危機管理・防災意識の醸成と高揚を図ります。 今後は、子どもたちにも分かりやすく、内容を充実した啓発活動に努めます。	危機管理室 消防本部予防課

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
7	犯罪情報の提供と防犯組織の育成と支援	鳴門市防犯協会・警察などの防犯関係機関・団体、自治振興会・地域の安全を守る会などの市民ボランティアと学校・行政が連携した活動を行うため、不審者情報の共有化を図り、学校(園)への迅速な情報提供を行うとともに、学校安全ボランティア(スクールガード)等の地域に根ざした防犯組織の育成と活動への支援を行い、子どもを犯罪から守る活動をしています。	青少年センター 危機管理室
8	災害情報の提供と防災組織の育成と支援	災害への適切な対応を図るため、全国瞬時警報システム(J-Alert)を導入し、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に対してサイレン等で迅速に情報提供を行い、住民の安全確保に努めます。 また、地域の実情に応じ、自治振興会・町内会・婦人会などを中心とした自主防災組織の育成を図るとともに、鳴門市社会福祉協議会と連携した災害ボランティアの育成・登録制度の導入についても検討・調査を進め、地域・学校において災害から子どもたちを守ります。	危機管理室 消防本部予防課
9	危機管理・防災マニュアルの充実	大規模な災害や危機的事態の発生時を想定し、各種計画を策定することで、行政・地域・学校等が一貫性のある対応を図ります。また、さまざまな不測の危機的事態を想定したマニュアルの整備・充実に努め、子どもたちの安全確保に努めます。 また、自校・園独自の危機管理マニュアルを作成しているものについては、市で策定する危機管理マニュアルとの整合性を図り、危機事態に見舞われた場合でも、適切に対応できるよう危機管理体制の確立に努めます。	危機管理室 子どもいきいき課 学校教育課
10	危険箇所の把握と対策の推進【再掲】	各小学校区を基準に、子どもたちにとって危険となる箇所の把握や見直しを行い、中学校区毎の「安全マップ」を作成して配付します。 また、公園の植栽管理に注意を払うとともに、危険箇所については立て看板等を設置して注意を促し、子どもの安全確保に努めます。 危険箇所の把握については、交通安全対策、防犯対策、保安対策等、多岐にわたる情報の収集が必要となるため、関係機関との連携を図り、事業推進に取り組みます。	青少年センター 公園緑地課

## 基本目標6 すべての子どもと家庭への支援

### ◆◇現状と課題◇◆

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため、若い親は相談相手もいないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に、児童虐待などの大きな社会問題を招いています。

児童虐待に対しては、きめ細かな対策が求められており、子育て負担の軽減による虐待の予防、早期発見・早期対応をめざした市民への広報・啓発、相談支援体制の充実や保健、医療、福祉、教育、警察、司法など関係機関との連携をもとにネットワークを構築し、その対策に努めていく必要があります。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもを育てる家庭は、より多くの支援や配慮を必要とします。こうした状況を踏まえ、母子・父子家庭では、世帯の自立支援が重要な課題であり、障がいのある子どもを育てる家庭に対しては、きめ細かな育児相談や特別支援教育など、保健、医療、福祉、教育等の連携体制が求められています。

本市においては、ひとり親家庭や障がいのある子どもを育てる家庭への支援としてさまざまな事業を実施しています。コミュニケーション不足や情報不足などが懸念されることから、制度や事業の周知を図る必要があります。

障がいのあるなしに関わらず、ノーマライゼーションの理念に基づいて、すべての子どもがともに成長できるような配慮が必要です。



◆◇推進施策◇◆

【6-1】児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	★ 鳴門市要保護児童 対策地域協議会 【再掲】	近年、児童虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化しています。 平成19年に設立された鳴門市要保護児童対策地域協議会では専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報の共有を図ることで、要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげています。	子どもいきいき課
2	★ 鳴門市おめでとう 赤ちゃん訪問事業 の実施【再掲】	現在鳴門市では、生後4か月までの乳児を持つ全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業」の実施に向けて準備を進めています。 平成22年度からは、民間団体との連携により、乳児を持つ家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭訪問事業(鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業)」を開始します。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子どもいきいき課 健康づくり課
3	家庭児童相談の 推進	家庭児童相談員は、子どもへのしつけ、養育、発達に関することや学校生活に関すること(非行、登校拒否、いじめ等)、家庭環境に関することなど、子どもや家庭に関するさまざまな問題についての相談を受け付けています。 最近ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の相談と併せて児童虐待相談件数は年々増加傾向にあります。関係機関とより綿密な連携をとり、問題解決にあたります。	子どもいきいき課
4	主任児童委員及び 民生委員・児童委員 による相談の推進 【再掲】	地域社会で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員・児童委員による相談活動は、問題の早期発見と解決に大きな効果があります。 知識や援助技術の向上を図り相談活動を推進するとともに、家庭・学校・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進め、保護者や子どもが地域において孤立することを防ぎます。	子どもいきいき課 社会福祉課
5	育児支援家庭訪問 事業の推進【再掲】	さまざまな原因で養育が困難になっており、養育支援の必要性があると判断される家庭を訪問し、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な育児支援、技術的支援を行います。 育児上の諸問題の解決や軽減を図るため、関係各課とも連携を図り、効果的な事業の推進に努めます。	子どもいきいき課 健康づくり課

★:平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。

## 【6-2】ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	相談体制の充実	母子自立支援員が、母子家庭や寡婦の方が抱えている子育てや生活に関するいろいろな悩みを聞き、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。 また、個々の家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しを支援するなど、母子家庭の経済的・精神的自立を支援します。	子どもいきいき課
2	生活支援の推進	母子家庭の母親が、生活上の問題で子どもの養育ができない場合は母子生活支援施設による支援、就労のため子どもの保育ができない場合は保育所・児童クラブへの優先入所、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)により支援を行い、母子家庭の生活支援を行います。 個々の事例ごとに適切な対応が取れるよう、日頃から関連各機関との連携を密にし、迅速な対応に努めます。	子どもいきいき課
3	★ 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当の支給を行っています(所得制限あり)。 制度改正により、平成22年度中には支給対象を父子家庭にも拡大し、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図ります。	子どもいきいき課
4	★ 母子家庭等医療費の助成	母子家庭の方が入院した場合、安心して医療が受けられるよう、医療費の助成を行っています。助成を受けられる方は、母子家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と、その児童を扶養している母親で、前年の所得が児童扶養手当の支給対象となる所得制限以下の場合です。	子どもいきいき課
5	★ 自立支援給付事業の推進	母子家庭の母が指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部を母子家庭自立支援教育訓練給付金として支給します。また、母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関(通信教育を含む)で修業する場合に、一定期間、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学支援修了一時金を修了後に支給するなど、母子家庭の自立と経済的負担を支援します。	子どもいきいき課
6	各種資金の貸付	母子世帯が、安定した生活を送り、子どもの福祉を増進するための資金が必要な際には、母子寡婦福祉資金貸付金による各種貸付を行い、経済的に支援することにより生活の安定を図ります。	子どもいきいき課
7	★ 市営住宅優先入居	母(父)子世帯、多子世帯(障がい・高齢)などについて、選考基準に基づき、実態調査のうえ困窮度の高い世帯を優先して市営住宅へ入居できるよう、配慮します。	まちづくり課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。



### 【6-3】 支援が必要な子どもへの取組の推進

No.	事業名	事業の概要および今後の方針	担当課
1	在宅支援の充実	障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、児童デイサービス、在宅介護等支援、短期入所、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付などの事業を行っています。また、生活、訓練、職業等の相談を受け、在宅心身障がい児の日常生活を支援します。	社会福祉課
2	手当・奨励費等の支給及び助成	障がいのある子どもの生活を支援するため、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、医療費助成等を行っています。また、小学校・中学校の特別支援学級在籍の児童の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給し、障がいのある子どもへの教育支援の充実を図ります。	社会福祉課 子どもいきいき課 学校教育課
3	障がい児保育事業の推進【再掲】	障がいのある子どもへの健全育成を促進するため、集団生活を通して児童の情緒の安定や社会性の発達等を促すとともに保護者が安心して預けることができるよう、全保育所で障がいのある子どもを受け入れできる体制をつくり、専門知識のある保育士の配置や保育環境の整備に取り組んでいきます。	子どもいきいき課
4	特別支援教育の推進【再掲】	通常の学級に在籍する発達障がいなどのある子どもも含め、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。 今後も、特別支援教育支援員と特別支援教育サポーターの適切な配置に努めるとともに、特別支援地域連携協議会の活動を通じて、子どもとその保護者によりよい支援を実現できる体制づくりに努めます。また、教職員の専門性を高める研修に取り組み、指導體制の充実を図ります。	学校教育課
5	うず潮教室の開設	何らかの理由で、学校に行きたくても行けない状態が続いている子どものために、学校に在籍しながら通うことができる適応指導教室として開設しており、必要に応じて保護者にも教育相談を行っています。 今後も学校と連携をとりながら、子どもたち一人ひとりの個別の支援を行います。	教育研究所
6	★ 電話相談活動の推進	青少年センターでは、訪問や招致による相談活動のほか、子どもの悩み事などに対応する「うずっ子ダイヤル」フリーアクセス電話0800-200-7830を開設しています。利用の啓発推進を図り、青少年の立場に立った、より適切で効果的な相談活動を行うとともに、カウンセリングのスキルアップに努めます。 また、子ども自身の声に耳を傾け、悩みや悲しみや寂しさを電話で受け止める、子どものための電話「チャイルドライン」などの民間活動に協力します。	青少年センター 子どもいきいき課

★：平成22年度以降の新規事業または、後期の推進施策として新たに加えた事業です。